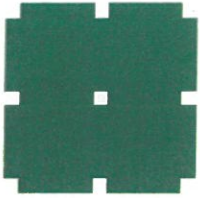




許可番号第 06110004490 号



GIFU

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目4番15号  
氏 名 伊勢久株式会社  
代表取締役 高木 裕明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜市長 細 江 茂 光



許可の年月日 平成26年 1月30日  
許可の有効年月日 平成32年12月13日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え、保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記 7品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

(3) 積替え、保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

上記 7品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

岐阜市六条片田2丁目19番9号

(2) 面積

19.51㎡（保管面積 5㎡）

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器く

ず（自動車等破砕物を除く。）

上記 7 品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

(4) 保管上限

5 m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

H 5. 12. 14 新規許可

H20. 12. 14 更新許可

H10. 12. 14 更新許可

H26. 1. 30 更新許可（優良認定）

H15. 12. 14 更新許可

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無